

行財政構造改革・実行計画 平成20年度進行管理票 (平成20年4月現在)

Plan! 行財政構造改革・実行計画		
No.	改革項目(名称)	担当課
104	交通傷害保険事業の廃止	市民生活課
		電話 823
実施内容		
加入者の減少や民間保険の充実など社会情勢の変化により、一定の役割を終えたと判断し事業を廃止する。		
位置づけ	大綱	基本目標4 行政運営システムの改革の推進
	実行計画	4-(7) 事務事業評価結果による見直し

■特記事項(実施内容の変化など)

平成20年度からは、予算措置はとらず事務手続き(保険金請求)のみ発生。なお、事務手続きとしては請求権がある2年のみで、平成21年度で終了となる。

■進行スケジュール

	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
当初計画スケジュール	○	○	○	●	→					
H19改訂スケジュール	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→

【凡例】

- 実施
  - ①当初の改革内容の全体を実施した段階
  - ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施
  - ①当初の改革内容の一部を実施した段階
  - ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討：内部的な調査・検討
- 継続：前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)
- 取組停止
  - 当初の実施内容と異なる方向に推移し、現行項目に適合しなくなったもの)

Plan! 改革の取組み予定			マーク
▼ 平成19年度における取組み予定			
17	事業継続実施		○
18	事業の継続実施、市民への情報提供		○
19	今年度をもって事業廃止		○
20	事業廃止		●
21			↓
22			
23			
24			
25			
26			

Do! 改革の取組み			マーク
▼ 平成19年度までの取組み結果			
17	・市民に対する事業の周知と加入促進 ・前年度加入者に対する納付書の送付 ・加入者で負傷した者の保険金支払の手続き *19年度を最終年度として廃止決定		▲
18	・市民に対する事業の周知と加入促進 ・前年度加入者に対する納付書の送付 (加入募集中止についての文書を同封する) ・報道機関(道新)記事掲載 ・加入者で負傷した者の保険金支払の手続き		●
19	事業廃止の啓発		↓
▼ 評価・改善を踏まえた取組み予定(plan!)			
20	事業廃止の啓発 (事務手続きのみ発生)		↓
21	事務手続きのみ発生		↓
22			↓
23			↓
24			↓
25			↓
26			↓

Check! 19年度の取組みへの評価
・保険金支払の手続き業務のほか、事業廃止に対する問合せへの説明で一定の理解は得られた。
Action! 評価を踏まえ改善する内容
・事務手続き、事業廃止に対する問合せへの継続対応。